



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年6月20日火曜日 第2884号

### ◇ 目 次 ◇

- 指定自立支援医療機関の指定…………… (健康増進課) …… 434
- 指定自立支援医療機関の名称の変更…………… ( " ) …… 434
- 指定自立支援医療機関の所在地の変更…………… ( " ) …… 434
- 保安林の指定の解除…………… (森林整備課) …… 434
- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間…………… (水産課) …… 435
- 土地改良区役員の就退任の届出…………… (東予地方局農村整備課) …… 435
- 指定道路の指定…………… (東予地方局四国中央土木事務所) …… 435
- 土地改良区役員の住所の変更の届出 (2件) …… (中予地方局農村整備第一課) …… 435
- 土地改良区の定款変更の認可…………… ( " ) …… 436
- 開発行為に関する工事の完了…………… (中予地方局建築指導課) …… 436
- 建設業者の許可の取消し…………… (南予地方局管理課) …… 436
- 道路の区域変更 (県道宿毛城辺線) …… (南予地方局愛南土木事務所) …… 436

### 公 告

- 土地 (埋立地) の売払い…………… (港湾海岸課) …… 436

### 告 示

#### ○愛媛県告示第732号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年6月20日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
はしもと脳神経外科	松山市馬木町2230番地1	医療法人はしもと脳神経外科	精神通院医療	平成29年5月1日
うめおか神経クリニック	松山市二番町三丁目8番地21久保豊二番町ビル2階	医療法人うめおか神経クリニック	精神通院医療	平成29年5月1日
ファースト薬局	東温市田窪308番地6	愛ファーマシー株式会社	精神通院医療 (薬局)	平成29年6月1日

#### ○愛媛県告示第733号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成29年6月20日

愛媛県知事 中村時広

名 称		変更年月日
変更前	変更後	
やなぎ堂調剤薬局	やなぎ堂薬局柳井町店	平成29年5月1日

(平成17年法律第123号) 第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成29年6月20日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
訪問看護ステーションまごころ	四国中央市土居町津根3357-1	四国中央市土居町津根3025-1	平成29年4月24日

#### ○愛媛県告示第735号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年6月20日

#### ○愛媛県告示第734号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
八幡浜市穴井 5 番耕地341の 7
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第736号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成29年 6月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成29年 6月20日から 7月 3日まで

○愛媛県告示第737号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、四国中央市三島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 6月20日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	鈴木 清 雄	四国中央市下柏町523
"	高 橋 孝	四国中央市上柏町334
"	三 宅 繁 博	四国中央市下柏町1121
"	高 橋 薫	四国中央市中曾根町245- 3
"	藤 原 憲 雄	四国中央市中之庄町1066
"	頭 師 安 正	四国中央市三島朝日 3 丁目 2 -11
"	飛 鷹 定 男	四国中央市寒川町3637
"	宮 崎 武 司	四国中央市寒川町2822
"	宝 利 義 博	四国中央市寒川町643- 1
"	白 峰 精 一 郎	四国中央市豊岡町大町912
"	星 川 久 幸	四国中央市豊岡町五良野254- 1
"	河 村 一 碩	四国中央市豊岡町長田216
"	鎌 倉 敏 行	四国中央市富郷町豊坂171
"	合 田 篤 夫	四国中央市富郷町寒川山453
監 事	篠 原 芳 夫	四国中央市具定町184
"	高 橋 忠 弘	四国中央市寒川町4482
"	曾我部 朝 紘	四国中央市豊岡町大町1882- 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	鈴木 清 雄	四国中央市下柏町523
"	高 橋 孝	四国中央市上柏町334
"	三 宅 繁 博	四国中央市下柏町1121
"	高 橋 薫	四国中央市中曾根町245- 3
"	森 英 雄	四国中央市三島宮川 2 丁目 1 -51

"	宮 崎 英 秋	四国中央市中之庄町1259
"	飛 鷹 定 男	四国中央市寒川町3637
"	佐々木 守 一	四国中央市寒川町467
"	宮 崎 武 司	四国中央市寒川町2822
"	白 峰 精 一 郎	四国中央市豊岡町大町912
"	星 川 久 幸	四国中央市豊岡町五良野254- 1
"	井 原 治 明	四国中央市豊岡町長田89- 1
"	鎌 倉 敏 行	四国中央市富郷町豊坂171
"	藤 田 康 雄	四国中央市富郷町津根山452- 1
監 事	菰 田 克 彦	四国中央市下柏町252- 1
"	飛 鷹 総 慶	四国中央市寒川町3093- 1
"	曾我部 朝 紘	四国中央市豊岡町大町1882- 1

○愛媛県告示第738号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成29年 6月20日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第 1 項第 5 号
- 2 指定年月日  
平成29年 6月 9日
- 3 指定道路の位置  
四国中央市上柏町字柑子ノ本238番 1 の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 17.20メートル
  - (2) 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第739号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市堀江町土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成29年 6月20日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
監 事	杉 田 信 昭	松山市堀江町甲1792番地 1	松山市堀江町甲1792番地 4

○愛媛県告示第740号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市和気浜土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成29年 6月20日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	濱 岡 英 俊	松山市和気町二丁目97 2番地	松山市辰巳町 7 番35号

## ○愛媛県告示第741号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市見奈良土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年6月20日

愛媛県中予地方局長 福井 琴樹

## ○愛媛県告示第742号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年6月20日

愛媛県中予地方局長 福井 琴樹

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
29中局建（開）第13号 平成29年6月12日	伊予郡松前町大字北川原字塩屋西1083番	伊予郡松前町大字北黒田586番地1 松前公益商会(有) 代表取締役 神野 能成

## ○愛媛県告示第743号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年6月20日

愛媛県知事 中村 時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-24)第12755号	平成24年8月3日	富永眞輔商店	富永 昂	大洲市常磐町95	平成29年5月10日	鋼構造物工事業 鉄筋工事業	建設業の廃止
(般-24)第10546号	平成24年5月28日	(有)横田組	横田 玉喜	大洲市市木966-2	平成29年5月19日	左官工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-27)第16665号	平成27年4月9日	池上工業	池上 妙子	八幡浜市川之内松尾山10-182	平成29年5月26日	塗装工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-29)第8190号	平成29年4月8日	岡野工務店	岡野 万志	宇和島市小浜2581	平成29年5月30日	建築工事業	建設業の廃止
(般-25)第16303号	平成25年5月22日	(有)エス・ケイ	兵頭 克彦	宇和島市津島町下畑地甲1540	平成29年5月31日	建築工事業	建設業の廃止

## ○愛媛県告示第744号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年6月20日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町脇本253番1地先	旧	メートル 6.9~14.4	キロメートル 0.037	
			新	9.9~17.2	0.037	

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年6月20日

愛媛県知事 中村 時広

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

土地（埋立地）の売払い

## (2) 売り払う土地（埋立地）の所在地、地目及び地積等

物件番号	所在地	地目	地積	予定価格
①	伊予市湊町字西町20番19	雑種地	7,968.75㎡	171,300,000円
②	伊予市湊町字西町20番20	雑種地	6,972.68㎡	147,100,000円
③	伊予市湊町字西町20番7	雑種地	45,449.17㎡	649,900,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

ウ 入札参加申込時の利用計画の記載された目的のとおり使用できる見込みが確実である者であること。

エ 本県の長期総合計画に賛同し、本県の方針に従う意思のあること。

オ 伊予港の港湾施設を有効に利用し、ひいては本県の産業経済の発展に寄与する意思のあること。

カ 大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害に対し十分な防止対策を立て実施する意思を有すること。

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成29年6月20日から平成29年7月7日までの勤務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課管理係  
〒790-8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912-2691

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵便等による提出の取扱い

郵便等による提出の場合は、平成29年7月7日（金）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付場所及び問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

物件番号	日時
①	平成29年6月27日（火） 午後2時
②	平成29年6月27日（火） 午後3時
③	平成29年6月27日（火） 午後4時

(イ) 場所

売り払う土地（埋立地）の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成29年7月18日（火） 午前10時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県庁第2別館5階土木部入札室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地（埋立地）の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年以内に、売り払う土地を入札参加申込時の利用計画以外の用途に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、知事の承認を受けることなく、売り払う土地に係る所有権、地上権その他の使用若しくは収益を目的とする権利又は抵当権、質権その他の担保物権の設定又は移転をしてはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。